

美濃加茂市新庁舎整備事業に関する サウンディング型市場調査 実施要領

令和6年7月17日

美濃加茂市総務部新庁舎整備推進課

美濃加茂市では、新庁舎整備事業について、民間活力導入の可能性も含め検討する予定です。

そこで、事業内容や事業手法を決定する際の参考とすることを目的に、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、自由な発想に基づく幅広い事業アイデアや事業条件等についてのご意向をお聞きするサウンディング型市場調査を実施します。是非ご参加いただきますようお願いいたします。

1 対話の名称

美濃加茂市新庁舎整備事業に関するサウンディング型市場調査

2 対話の目的

(1) 背景

美濃加茂市役所本庁舎本館は、1961（昭和36）年に建てられ、今も皆さんに大切に使われています。この63年の間には、まちの発展や人口増加に伴い、西館と分庁舎を建設したほか、洪水などの自然災害にも遭いましたが、その都度改修工事を行い、工夫しながら使い続けてきました。現在の美濃加茂市役所は本庁舎の本館・西館ともに耐震改修工事は終えていますが、建物本体・設備の老朽化は進行しており、大きな地震が発生した時には、建物は倒壊しないものの、市役所としての機能を維持することはとても難しい状態です。

2016（平成28）年4月に発生した熊本地震では、被災した自治体の市役所庁舎が大きな被害を受け、市役所が市民サービスを一部提供できないということもありました。

こうしたことから、市役所の庁舎は、地震などの自然災害が発生した後も、市民の皆さんの安心や安全を守りながら、継続的に市民サービスを提供できるようにすることが必要です。

美濃加茂市では、令和5年3月に新庁舎整備の進め方についてのプロセスを定めた「新庁舎整備ロードマップ」を策定しました。令和5年度は、「新庁舎整備ロードマップ」に基づき、ステップ毎の市民ワークショップ開催やおでかけワークショップ開催を通じて、市民との対話を重ね、市民との合意形成を図りながら、市民アンケートにて「STEP6 複数候補地の決定」を行い、4つの候補地を決定しました。

令和6年度は、4つの候補地に対し整備地とする上で必要な調査を実施し、タウンミーティングにて市民意見を聴取しながら「STEP9 整備地の決定」を行うことを目標としています。

(2) 目的

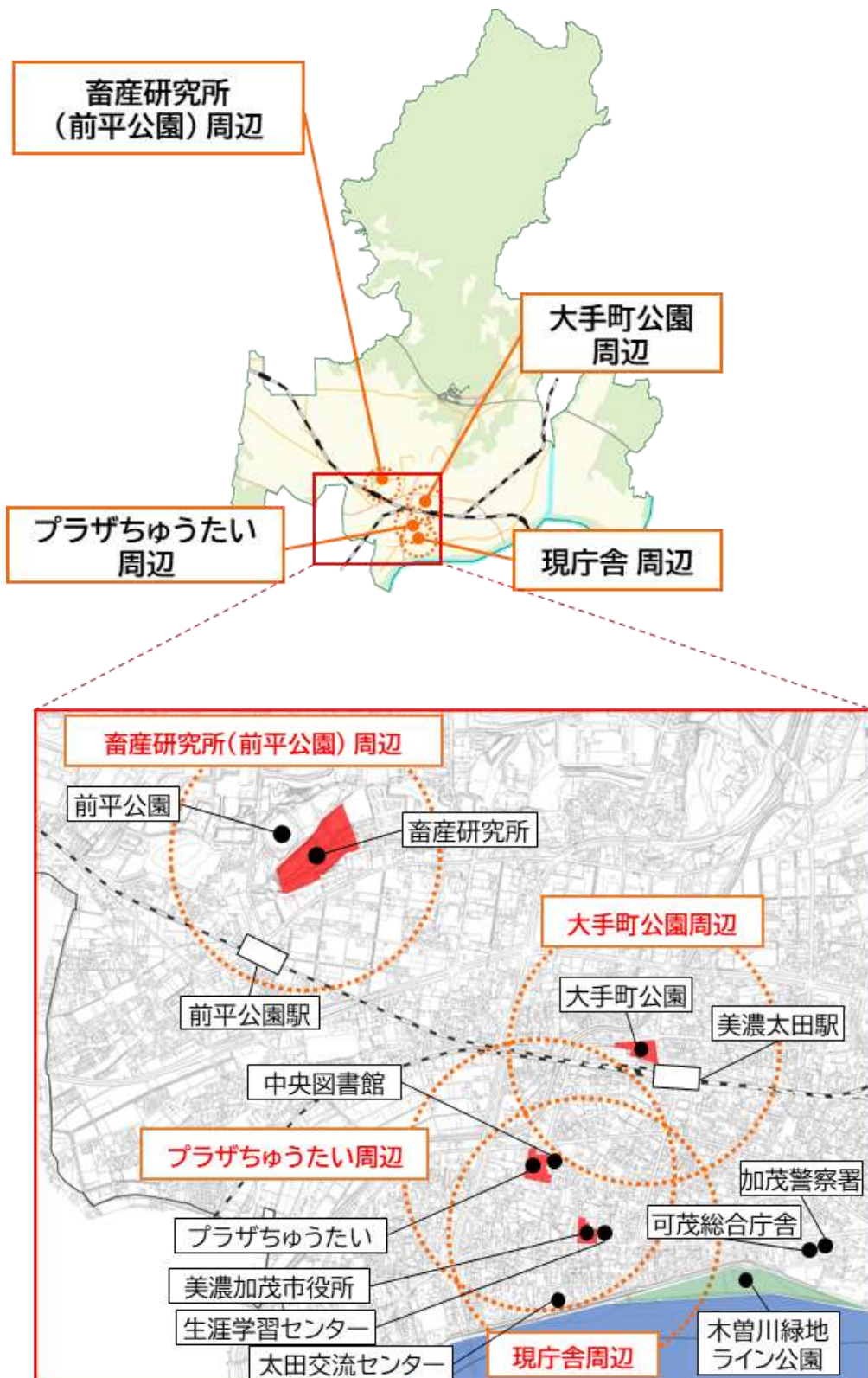
本調査は、令和6年2月の市民アンケート結果に基づき選定された4候補地で、庁舎の建設を検討するにあたり、民間活力導入の可能性を検討するために実施するものです。

各候補地に対し、民間事業者の参画意向や民間事業者が担うことができる役割、庁舎におけるサービスの提供が効果的で円滑に行える事業スキームなど、民間事業者が有する柔軟なアイデアについて伺い、各候補地の事業実施の難易度の把握や事業条件の整理、民間事業者が参入しやすく実現性の高い事業内容の検討を行います。

また、ご提案いただいた内容については、今年度市が実施する「タウンミーティング」において、対話の一助とするとともに、庁舎建設の整備地決定後の令和7年度以降に予定している事業手法の選定の基礎資料として活用します。

なお、本対話への応募の有無は、今後事業者を公募することが決定した際における審査の採点には一切影響しません。

【4つの候補地位置図】



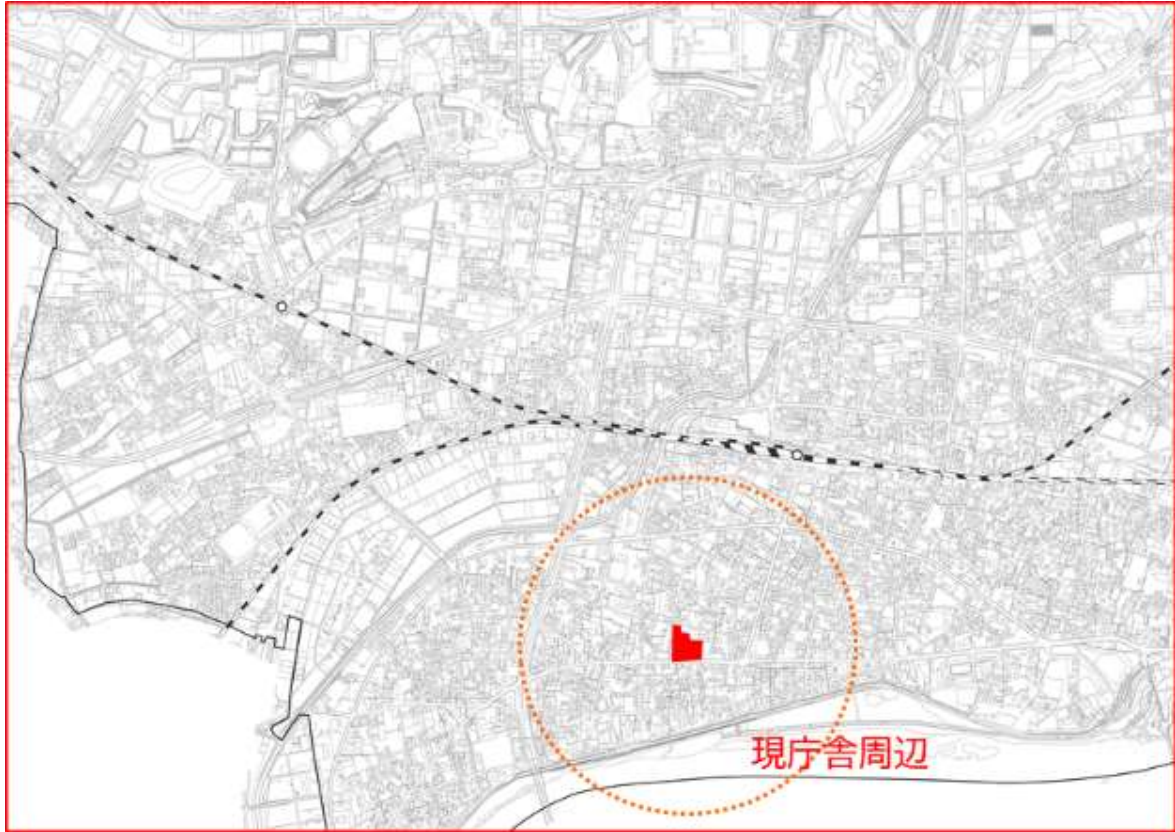
※半径500mの円の中心にある市有地に本庁舎を整備することを想定し、必要な市有地が確保できない場合は、駐車場などの本庁舎を補完する施設を円内で整備することを検討する。

3 4 候補地の概要及び新庁舎の想定規模

(1) 現庁舎（美濃加茂市役所）敷地周辺

所在地	美濃加茂市太田町 3431 番地 1
敷地面積	7,179 m ²
都市計画等による制限	都市計画区域：都市計画区域（非線引き） 用途地域：現庁舎北側：第 2 種住居地域 現庁舎南側：商業地域 建ぺい率/容積率：現庁舎北側：60/200 現庁舎南側：80/400 日影規制：高さ 10m を超える建築物 防火地域：準防火地域（現庁舎南側のみ） 建築基準法第 2 2 条区域：指定有 都市計画マスタープラン：都市拠点、一般住宅地ゾーン、拠点商業・業務ゾーン 都市機能誘導区域：指定有 居住誘導区域：指定有
災害想定区域	木曽川浸水想定区域（計画規模）：0.5～3.0m 木曽川浸水想定区域（想定最大規模）：10～20m
既存建物の概要	【本庁舎（本館）】 構造：鉄筋コンクリート造 階数：4 階建て（地階 1） 延床面積：3,494.93 m ² 竣工年度：1961 年 耐震性能：2003 年に耐震補強工事を実施済み 【本庁舎（西館）】 構造：鉄筋コンクリート造 階数：5 階建て 延床面積：1,671.81 m ² 竣工年度：1979 年 耐震性能：2003 年に耐震補強工事を実施済み
駐車台数	126 台
アクセス	・自動車：美濃加茂 IC から約 10 分 ・鉄道：JR 美濃太田駅から徒歩で約 12 分 ・バス：美濃加茂市コミュニティバス「あい愛バス」 『美濃加茂市役所』が最寄り停留所 ※時刻表及び路線図は下記リンク URL 参照 https://ai-ai-bus.com/wp/wp-content/uploads/2024/04/aiaibus-schedule_routemap-20240401.pdf
用地の現況	庁舎 来訪者数：65,590 人（令和 5 年度）
設備等の現況	電気：中部電力 147kw+180kw（自家発電力）

	水道：φ75mm ガス：LPガス 排水等：公共下水道
--	----------------------------------



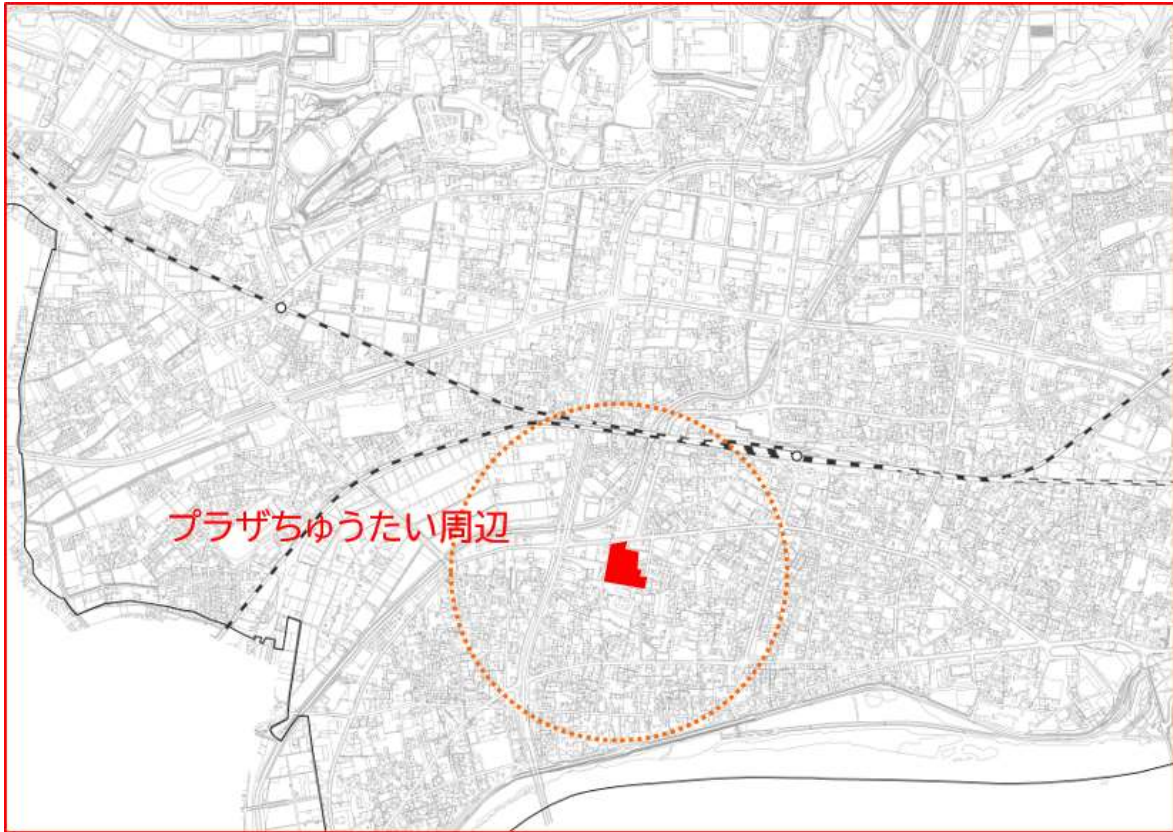
現庁舎（美濃加茂市役所）敷地周辺 位置図

(2) プラザちゅうたい敷地周辺

所在地	美濃加茂市太田町 1916 番地 1
敷地面積	12,748 m ²
都市計画等による制限	都市計画区域：都市計画区域（非線引き） 用途地域：敷地北側：近隣商業地域 敷地南側：第2種住居地域 建ぺい率/容積率：敷地北側：80/200 敷地南側：60/200 日影規制：高さ 10m を超える建築物 防火地域：指定無 建築基準法第22条区域：指定有 都市計画マスタープラン：都市拠点、一般住宅地ゾーン 都市機能誘導区域：指定有 居住誘導区域：指定有
災害想定区域	木曽川浸水想定区域（計画規模）：0.5～3.0m 木曽川浸水想定区域（想定最大規模）：10～20m
既存建物の概要	【美濃加茂市中央体育館プラザちゅうたい】 構造：鉄筋コンクリート造 階数：3階建て（地階1） 施設の内容：大ホール 900 席（1,330 m ² ） 小ホール（250 m ² ） 弓道場（195 m ² ） トレーニングルーム（195 m ² ） 会議室：4 室 延床面積：5,658.93 m ² 地階：527.97 m ² 1 階：3,442.71 m ² 2 階：1,320.43 m ² 3 階：367.82 m ² 竣工年度：本館 1972 年 大規模修繕履歴：1997 年に大規模修繕を実施済み
駐車台数	155 台（美濃加茂市中央図書館と共用）
アクセス	・自動車：美濃加茂 IC から約 9 分 ・鉄道：JR 美濃太田駅から徒歩で約 11 分 ・バス：美濃加茂市コミュニティバス「あい愛バス」 『プラザちゅうたい』が最寄り停留所 ※時刻表及び路線図は下記リンク URL 参照 https://aiiai-bus.com/wp/wp-content/uploads/2024/04/aiaibus-schedule_routemap-20240401.pdf
用地の現況	体育館 来訪者数：79,855 人（令和 5 年度）

設備等の現況	電気：中部電力 211kw 水道：φ75mm ガス：LPガス 排水等：公共下水道
--------	---

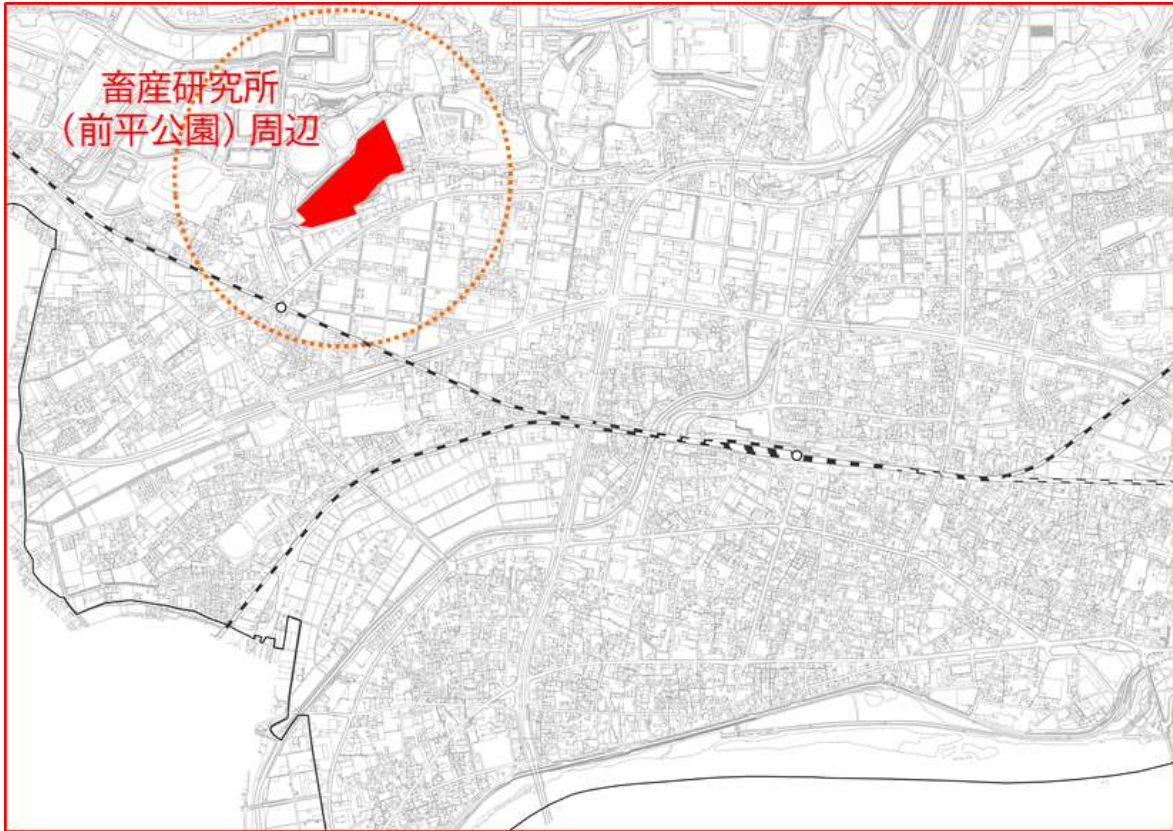
※隣接する中央図書館との複合化等の提案でも構いません。



プラザちゅうたい敷地周辺 位置図

(3) 畜産研究所（前平公園）敷地周辺

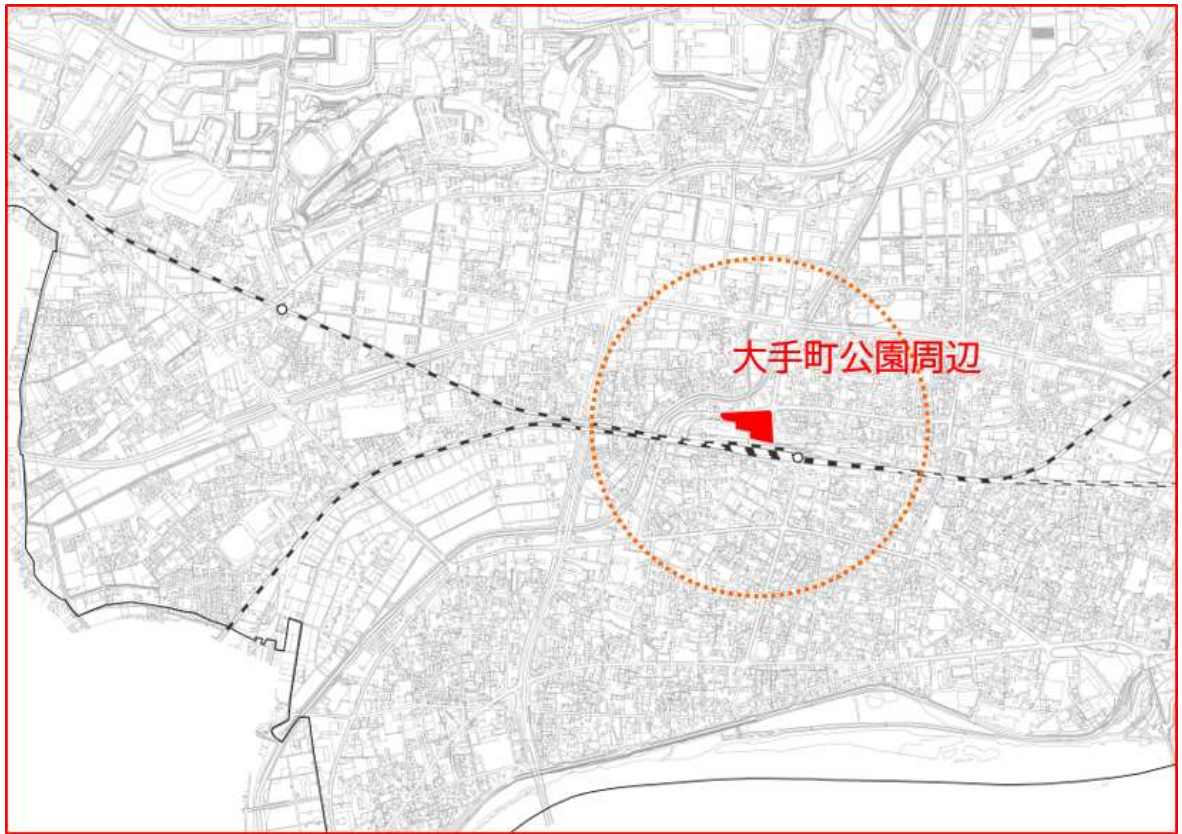
所在地	美濃加茂市前平町 3 丁目 8
敷地面積	約 60,000 m ²
都市計画等による制限	都市計画区域：都市計画区域（非線引き） 用途地域：指定なし（白地） 建ぺい率/容積率：60/200 日影規制：高さ 10m を超える建築物 防火地域：指定無 建築基準法第 2 2 条区域：指定無 都市計画マスタープラン：産業拠点、集落・農業ゾーン 都市機能誘導区域：指定無 居住誘導区域：指定無
災害想定区域	木曽川浸水想定区域（計画規模）：— 木曽川浸水想定区域（想定最大規模）：—
既存建物の概要	—
駐車台数	—
アクセス	・自動車：美濃加茂 IC から約 7 分 ・鉄道：長良川鉄道前平公園駅から徒歩約 11 分 ・バス：美濃加茂市コミュニティバス「あい愛バス」 『前平町 3 丁目』が最寄り停留所 ※時刻表及び路線図は下記リンク URL 参照 https://aiai-bus.com/wp/wp-content/uploads/2024/04/aiaibus-schedule_routemap-20240401.pdf
用地の現況	畜産研究所（岐阜県が管理）
設備等の現況	—



畜産研究所（前平公園）敷地周辺 位置図

(4) 大手町公園敷地周辺

所在地	美濃加茂市大手町1丁目3
敷地面積	約7,700㎡
都市計画等による制限	都市計画区域：都市計画区域（非線引き） 用途地域：第2種住居地域 建ぺい率/容積率：60/200 日影規制：高さ10mを超える建築物 防火地域：指定無 建築基準法第22条区域：指定有 都市計画マスタープラン：都市拠点、一般住宅地ゾーン、拠点商業・業務ゾーン 都市機能誘導区域：指定有 居住誘導区域：指定有
災害想定区域	加茂川浸水想定区域（計画規模）：～0.5m 加茂川浸水想定区域（想定最大規模）：0.5～3.0m 木曽川浸水想定区域（計画規模）：— 木曽川浸水想定区域（想定最大規模）：3.0～5.0m
既存建物の概要	—
駐車台数	—
アクセス	・自動車：美濃加茂ICから約8分 ・鉄道：JR美濃太田駅から徒歩で約1分 ・バス：美濃加茂市コミュニティバス「あい愛バス」 『美濃太田駅北口』が最寄り停留所 ※時刻表及び路線図は下記リンクURL参照 https://ai-ai-bus.com/wp/wp-content/uploads/2024/04/ai-ai-bus-schedule_routemap-20240401.pdf
用地の現況	都市計画公園
設備等の現況	電気：中部電力 20A 水道：φ13mm ガス：— 排水等：公共下水道



大手町公園敷地周辺 位置図

(2) 庁舎建設にあたり想定する建設地・規模

1) 建設地

半径 500m の円の中心にある市有地に本庁舎を整備することを想定し、必要な市有地が確保できない場合は、駐車場などの本庁舎を補完する施設を円内で整備することを検討します。

2) 必要な規模

●庁舎の規模

新庁舎は、本庁舎（本館・西館）・分庁舎を統合した規模を基本に、国土交通省及び総務省の算定基準を参考に、約 8,500～9,800 m²と想定します。

表 現庁舎の建物概要 (R6 現在)

	本庁舎		分庁舎
	本館	西館	
完成年	昭和 36 年 (1961 年)	昭和 54 年 (1979 年)	平成 2 年 (1990 年)
築年数	63 年	45 年	34 年
構造	鉄筋コンクリート造 (RC) 地上 4 階地下 1 階建	鉄筋コンクリート造 (RC) 地上 5 階建	鉄骨造 (S) 地上 4 階建
エレベーター	なし	あり	あり
耐震性	あり	あり	あり
	旧耐震基準で建設されたが、平成 15 年 (2003 年) に耐震補強工事を実施済み		新耐震基準 (昭和 56 年導入) で建設された
駐車台数	来庁者用：126 台 公用車用：62 台 計：188 台		来庁者用：37 台 公用車用：24 台 計：61 台
外観			

表 庁舎別の建物・敷地面積

(単位：m²)

	本庁舎		分庁舎	合計
	本館	西館		
建築面積	1,735.36	372.24	537.90	2,645.50
延床面積	5 階	—	182.25	22.33
	4 階	111.65+ 16.00	372.24	453.13
	3 階	850.15+151.90	372.24	453.13
	2 階	832.33+151.90	372.24	506.17
	1 階	850.15+407.18	372.24	506.17+18.93
	地階	123.67	—	—
	3,494.93	1,671.81	1,959.86	7,126.60
敷地面積	本庁舎、駐車場		7,179.45	
	生涯学習センター		2,552.55	
	消防車庫		1,385.41	
	賃借地		345.55	
			11,462.96	2,441.67

※延床面積の+表記の部分は、望楼や書庫などの延床面積を示しています。

●駐車場

駐車場は、来庁者用及び公用車、職員用の約 570 台を想定します。
 すべて平面駐車場で確保する場合、面積は約 1.4ha 必要となります。

駐車场面積の算定

	台数	× 基準面積*	= 駐車场面積
来庁者用・公用車	230 台	25 m ² /台 (通路部分を含む)	5,750 m ²
職員用	337 台		8,425 m ²
合計	567 台		14,175 m ²

※基準面積は「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱」（総務省）による

●必要敷地面積の考え方

新たな敷地において、庁舎建設と駐車場確保を考えた場合、下記より、1.8ha 程度の敷地面積が必要となります。

駐車场面積 + 新庁舎面積（3階建てを想定）
 1.4ha 0.35ha

新庁舎 0.35ha	駐車場 1.4ha	⇒	敷地面積 1.8ha
---------------	--------------	---	---------------

新たな敷地において、敷地内で建替えを考えた場合、下記より、2.1ha 程度の敷地面積が必要となります。

駐車場面積 + 新庁舎面積（3階建てを想定）+ 既設建物面積
 1.4ha 0.35ha 0.35ha

新庁舎 0.35ha	駐車場 1.4ha	⇒	敷地面積 2.1ha
既設建物 0.35ha			

※既設建物がある場合は、既存建物に配慮した駐車場の確保や取壊しの計画が必要です。
 ※現庁舎敷地にて建て替えを行う場合は、新庁舎建設時の現庁舎の運営についても配慮が必要です。

(3) 庁舎建設にあたり想定する工事費

建物本体の工事費は、概ね 55～60 億円を見込んでいます。算定根拠は下に示します。

(この金額には、地盤改良、造成工事、外構工事のほか、庁舎建設の周辺環境に伴う道路や水路等の基盤整備、現庁舎の解体工事、防災拠点機能、市民交流機能、備品購入、職員駐車場の確保に関する費用は含まれません)

<算定根拠>

①床面積

国土交通省及び総務省の基準に基づき算出すると、約 8,500～9,800 m²となります。ただし、防災拠点機能や市民交流機能はここに含まれません。

※今後、現庁舎の実態調査等により面積は増減する可能性があります。

②床面積あたりの工事費

近年建設された県内自治体の建物本体の工事費単価は平均で約 47 万円、最大で約 51 万円です。

事例の工事時期から現在までに工事費は約 1.27 倍高騰していることから、(約 47～51 万円) × 1.27 = 約 60～65 万円を想定します。

表 近年建設された県内自治体の建物本体の工事費単価

	完成	建物本体の 工事費 ※	÷床面積	=床面積当たり 工事費	(参考) 人口 (令和 5 年 4 月)
土岐市役所	R1	約 40 億円	9,703 m ²	約 41 万円	55,514 人
大垣市役所	R1	約 104 億円	20,806 m ²	約 50 万円	158,676 人
各務原市役所	R5	約 76.9 億円	16,238 m ²	約 47 万円	145,311 人
羽島市役所	R3	約 49.4 億円	9,706 m ²	約 51 万円	66,729 人

※市によっては、本体工事費に地中熱設備や液状化対策工事などが含まれている



床面積当たり工事費： 平均値～最大値 約 47～51 万円/m²

工事費高騰分 (1.27 倍) を見込み (約 47～51 万円) × 1.27 = 約 60～65 万円/m²

③建物本体の工事費

①床面積の平均 × ②床面積あたり工事費より、概ね 55～60 億円の見込みとなります。

①床面積	×②床面積あたり工事費	=建物本体の工事費
9,150 m ²	約 60～65 万円/m ²	約 55～60 億

4 対話の内容（対話において、お聞きしたいと考えている事項）

（1）対話の概要

新庁舎の役割や機能などこれまでに決定した内容や市の考えを踏まえ、4候補地において庁舎の建設を検討するにあたり、市民サービスの向上やトータルコストの削減等に資するPPP/PFI事業手法等の事業手法に係る提案や民間事業収益で運営が可能な民間施設サービス等の民間活力導入のアイデアについて、候補地ごとにご意見やご提案をお聞かせください。

様々な市の考えや前提条件がある中、少しでも美濃加茂市がよくなる提案について、小さなことでもいいので数多くの提案をいただきたいと考えています。様々な民間企業等と対話ができ、つながりを持ち、市だけでは想像できない企画が生まれるきっかけとなることを期待しています。

対話は、個別に実施します。主に次の項目に関して行いますが、一部の項目だけのご意見・ご提案でも構いません。民間事業者の皆様からのご説明をいただいた後、市より質問等をさせていただきます。お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

表 サウンディング内容

No	項目	内容
1	公共用地の土地活用への関心・実績について	・公共用地の土地活用への関心・実績について
2	各候補地の魅力・ポテンシャル（立地・周辺環境）について	・4候補地の立地および周辺環境についての魅力、市場価値について ・4候補地で事業を行うとした場合のメリット、デメリット（懸念点・リスク）について
3	<想定される事業内容> 新庁舎整備に係る参画について	・新庁舎整備に対し、どの段階からどのようなかわり方を想定されるか。（新庁舎の設計、施工、維持管理でどのように関わることが可能ですか。） ・事業手法、事業スキームなどについて ・事業に参画するうえでの懸念点について ・参画された場合に想定される事業効果、地域への波及効果について
4	<想定される事業内容> 庁舎と民間施設との連携に関する提案	・各候補地で庁舎を建設する場合に導入を考えられる民間機能として何が考えられますか。どのくらいの床面積が必要ですか。 ・事業手法、事業スキームなどについて ・施設のあり方（庁舎と合築か別棟か）や施設配置（土地利用）イメージについて ・必須ではありませんが、可能であれば、パース図など、可能であれば庁舎への参画が具体的にイメージできる図を作成してください。 ・事業を実施するうえでの懸念点について ・想定される事業内容を実施した場合に想定される事業効果、地域への波及効果について
5	その他	・市に求める支援・要望及びご提案等について など

(2) 対話にあたっての留意事項

提案及び対話（サウンディング）に際し、下記にご留意いただきご意見・ご提案をお願いいたします。

- ・自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。
- ・新庁舎の役割や機能などこれまでに決定した内容（別紙2 P.1～P4）や、市の考え方（別紙2 P.5～P.20）に沿った提案をお願いします。

参考 美濃加茂市 新庁舎整備情報サイト みんなの新庁舎 (<https://minokamochosha.jp/>)

5 対話のスケジュール

(1) サウンディング調査の流れ

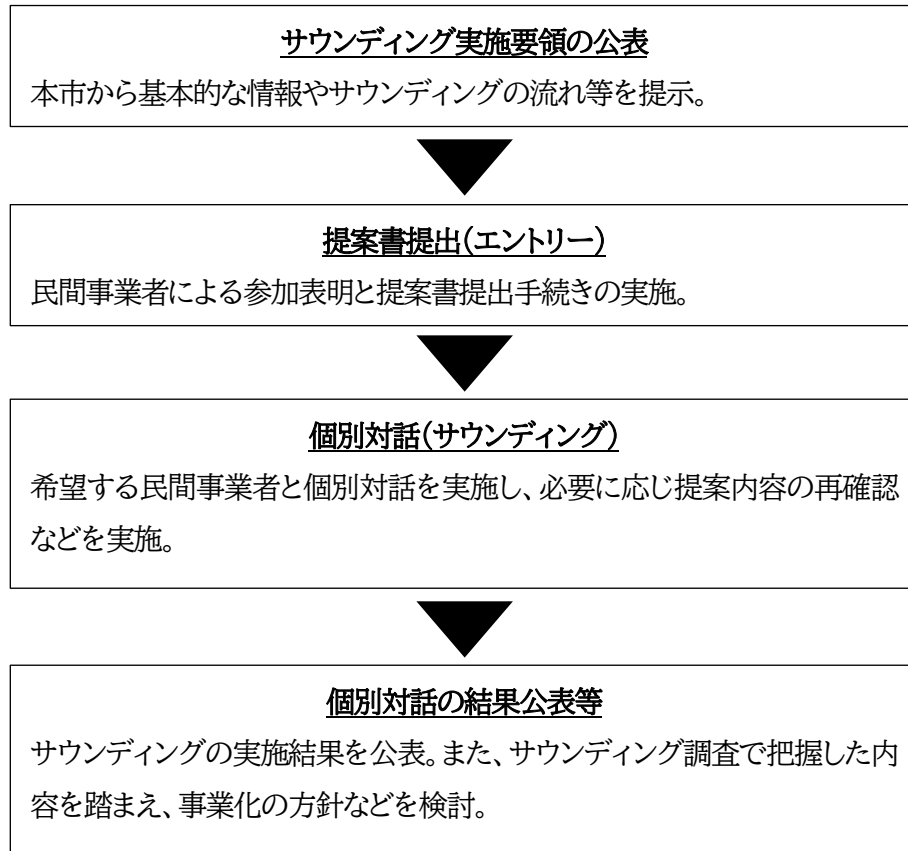


図 サウンディングの流れ

(2) サウンディング調査のスケジュール

表 本調査の実施スケジュール

サウンディング実施要領等の公表	令和6年7月17日(水)
質問受付期間	令和6年7月17日(水)～8月5日(月)
質問回答	令和6年8月13日(火)
個別対話(サウンディング)の参加申込受付期限	令和6年8月19日(月)
サウンディング提案書の提出期限	令和6年8月23日(金)
個別対話実施日時及び場所の連絡	令和6年8月26日(月)
個別対話(サウンディング)の実施期間	令和6年9月2日(月)～9月6日(金)
個別対話の結果公表	令和6年12月頃(予定) タウンミーティング資料と同時に公表(予定)

6 対話の手続き

(1) サウンディング実施要領等の公表

サウンディングの実施要領等は、令和6年7月17日(水)に本市のホームページで公表します。

(2) 質問の受付及び回答

本調査や実施要領等に対する質問は、様式1「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下に記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、令和6年8月13日(火)に本市のホームページに掲載する予定です。ホームページ掲載にあたっては、同様の質問に対してまとめて回答を掲載します。複数社で提案を行う場合は、代表者が質問を取りまとめて行ってください。

表 質問の受付及び回答

質問受付期間	令和6年7月17日(水)～8月5日(月)17時まで
質問回答	令和6年8月13日(火)
メールアドレス	shinchosha@city.minokamo.lg.jp
メール件名	【質問】新庁舎整備・●●(法人名)
利用様式	様式1 質問書

(3) 個別対話の参加申し込み

様式2「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、受付期日までに以下のメールアドレス宛てに電子メールで提出してください。

表 参加申込み

申込受付期間	令和6年8月19日(月)17時まで
メールアドレス	shinchosha@city.minokamo.lg.jp
メール件名	【参加申込書】新庁舎整備・●●(法人名)
利用様式	様式2 参加申込書

(4) サウンディング提案書の提出

様式3「サウンディング提案書」に必要事項を記入し、下記の電子メールに送信してください。個別対話の実施に際して、説明資料が必要な場合には、「サウンディング提案書」とあわせてご提出ください。なお、パース図を提出していただける場合には、サウンディング実施日に提出分として計5部ご持参ください。

表 サウンディング提案書の提出

申込受付期間	令和6年8月23日(金)17時まで
メールアドレス	shinchosha@city.minokamo.lg.jp
メール件名	【サウンディング提案書】新庁舎整備・●●(法人名)
利用様式	様式3 サウンディング提案書

(5) 個別対話の実施

提出された提案内容の確認後、個別対話への参加を希望された提案者との個別対話を以下の期間に行います。個別対話の具体的な実施日時及び場所は、別途ご連絡します。

表 個別対話の実施

実施期間	令和6年9月2日(月)～9月6日(金)
所要時間	1グループあたり90分程度
開催日時及び場所	個別に本市より電子メールにてご連絡致します。

(6) 個別対話の結果公表

サウンディングの結果概要を参加事業者名を伏せたうえで、本市のホームページに公表します。提出資料は非公開とし、また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

表 サウンディング結果の公表

公表日	令和6年12月頃(予定)
-----	--------------

7 留意事項

(1) 参加資格

対話への参加資格は、調査目的を理解し、本事業への関心を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 美濃加茂市競争入札指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）に基づく指名停止を受けている者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ グループで応募する場合は、構成員のいずれかが①から⑤のいずれかに該当する場合

(2) 参加及び対話内容の扱い

- ・対話への参加実績は、今後事業者を公募することが決定した際における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、双方の発言とも、何ら約束するものではありません。

(3) 対話に関する費用及びパース図の提出

- ・対話への参加に要する全ての費用は、参加された民間事業者の皆様の負担とします。
- ・パース図を提出いただける場合には提出分として計5部ご持参ください。

(4) 追加対話への協力

- ・必要に応じて、追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、参加事業者の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、概要を市HP等で公表します。
- ・公表内容については、事前に参加事業者へ確認を行います。
- ・参加事業者等の名称は、公表しません。

(6) 提案資料の活用

- ・ご提案の内容は、参加事業者を確認した上で、タウンミーティングや今後市が作成する資料に活用する場合があります。
- ・資料の内容については、事前に参加事業者へ確認を行います。
- ・参加事業者等の名称は、公表しません。

8 参加申込・問い合わせ先

美濃加茂市 総務部 新庁舎整備推進課 担当：春見、日比野

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1

TEL 0574-25-2111 FAX 0574-25-3917

E-Mail: shinchosha@city.minokamo.lg.jp

9 参考資料

本調査に際し、下記を開示資料として公表します。

表 別添資料及び様式

別紙	別紙1 別紙2	各候補地の概要補足資料 美濃加茂市新庁舎整備事業に関するサウンディング型市場調査 添付資料集
様式	様式1 様式2 様式3	質問書 参加申込書 サウンディング提案書